

内閣官房長官 菅 義偉 殿

平成30年2月からの豪雪被害に関する申し入れ

民進党幹事長 増子 輝彦
希望の党幹事長 古川 元久

本年2月より降り続いた大雪は各地に大規模な被害をもたらした。民進党・希望の党としても被害からの早急な回復を支援するため、合同で、関係省庁からのヒアリングや被害現場の視察、及び被災者の方々の要望等の集約を行ってきた。

現在は、被害状況は順次回復しつつあるが、地方公共団体における除雪等などの財政負担、農林水産業をはじめとする被害などの対策が必要である。

民進党・希望の党として政府に協力を惜しまず、災害からの復旧をさらに効果的なものとするため、以下の対応を申し入れるものである。

1. 激甚災害対策の早期指定

地方公共団体の財政負担は重く、また、農業従事者をはじめとする被災者等の方々は今後の展望等について強い不安を感じている。そのため、一刻も早く「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定を行い、当該地方公共団体や被災者の方々等に対する財政的支援を図ること。指定に先立ち当該地方公共団体からの意見聴取をきめ細かく行うこと。

2. 除排雪経費等に対する財政支援

地方公共団体の除排雪費用を補助するために、補助率2/3の雪寒地域道路事業補助において所要額を最大限確保するとともに、幹線市町村道除雪費補助として補助率1/2の臨時特例措置を実施すること。また、特別交付税の措置について一層の配慮を行うこと。

3. 雪に強い交通網の整備

福井においては国道8号線が3日間にわたり通行止めになるなど多大な影響が出た。そのため、国道8号線の早急な4車線化を行うこと。

また、鉄道についても長期にわたり運休となった。大雪時であっても運休しないようにラッセル車やロータリー車の整備・管理に万全を期すとともに、やむなく運休になった場合でも、再開見通し計画の早急な提示、及び部分的な運行再開に努めること。

4. 農林水産業に対する支援

今回の豪雪では、福井県・石川県から北海道にまで及ぶ広範囲にわたって、園芸や出納育苗等の農業用ハウスの損壊被害が大規模に発生した。そのため「被災農業者向け経営体育成支援事業」と同等の支援などの実施や、新規就農者に対する支援、及びその他必要な措置を行なうこと。また、地方公共団体が行う農業施設の復旧等に要する費用について、特別交付税による十分な支援を行うこと。

5. 中小企業に対する支援

地域経済の早期回復のため、信用保証協会等が実施するセーフティーネット保証の弾力的な運用により、中小企業者の資金繰りの円滑化を行うこと。

また、出荷停止等により売り上げが落ち込んだ事業者等に対する支援を行うこと。

6. 災害時における燃料供給体制の強化

災害発生時において燃料等の不足が起こらないように、緊急初動体制の計画を定め、燃料供給体制を万全にすること。